

令和5年第1回砂川市議会臨時会

令和5年1月26日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
飯澤 明彦議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 1月26日
至 1月26日 1日間
- 日程第 3 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（11名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	多比良和伸君
	佐々木政幸君		武田真君
	飯澤明彦君		北谷文夫君
	沢田広志君		辻勲君
	小黒弘君		

○欠席議員（1名）

増井浩一君

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長兼会計管理者	井上守
総務部審議監	安原雄二
市民部長	河原希之
保健福祉部長	安田貢
経済部長	中村一久
経済部審議監	東正人
建設部長	近藤恭史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上守
-------------	-----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	斉藤亜希子
事務局係長	野荒邦広

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和5年第1回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 為国修一君 本日の会議に欠席の届出のありました議員は、増井浩一議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び飯澤明彦議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、1月26日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第9号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,740万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億9,509万3,

000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費であります。4ページ、第2表、繰越明許費に記載のとおり、3款民生費、2項児童福祉費の出産・子育て応援事業について、令和5年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金5,088万8,000円の減額は、積立金の減額により財源調整を図るものであります。

次に、16ページ、3款民生費、2項4目子育て支援費で二重丸、出産・子育て応援事業に要する経費1,620万8,000円の補正は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう妊娠、出産、子育てに関わる一貫した支援や相談と、併せて出産、育児関連費用の負担軽減を図るため、妊娠届出や出生後に保健師との面談を行った妊婦などに対し、出産・子育て応援給付金を支給することにより支援を行うもので、妊娠届出時に面談を行った妊婦に1人当たり5万円を支給する出産応援給付金900万円、出生後家庭訪問などにより面談を行った養育者に子供1人当たり5万円を支給する子育て応援給付金700万円、事務経費として通信運搬費などその他の経費20万8,000円であり、令和5年9月までの費用を計上するものであります。

次に、18ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金908万4,000円の補正は、長引くコロナ禍及び原油価格等の高騰により影響を受けているトラック運送事業者及びタクシー事業者に対し北海道が実施する運送事業者臨時支援金及び地域公共交通事業者等臨時支援金の支給対象事業者に運送事業者は市内営業所が所有する事業用自動車1台当たり2万7,000円及び被牽引車1台当たり1万1,000円を、タクシー事業者は市内営業所が所有するタクシー1台当たり2万5,000円を給付金を支給することにより継続的な経営に向けた支援を行うものであり、接待飲食業店舗等確保支援給付金300万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の長期化や市内の感染拡大による影響で年末年始における飲食を伴う会合等の減少により大きな影響を受けているスナック、バーなど、接待飲食店に対し事業活動の維持または継続のための緊急支援として家賃及びリース機器等に関わるリース料などの固定費の2か月分を1か月5万円を上限に補助するものであります。

次に、20ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費1億2,000万円の補正は、昨年12月は短期間に集中して多くの降雪があり、積雪量も多くなったことから、交通網を確保するため一斉排雪などの排雪作業が必要となり、今後も降雪が予想されることから、除排雪等委託料を増額するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。
15款国庫支出金で1,080万4,000円の補正は、出産・子育て応援事業費補助金であります。

次に、16款道支出金で270万円の補正は、出産・子育て応援事業費補助金であります。

次に、19款繰入金で8,390万円の補正は、財源調整のため財政調整基金を繰り入れるものであります。

以上が歳入であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。私は、民生費、出産・子育て応援給付金について質疑を行います。

出産・子育て応援給付金については、妊娠時から伴走型相談支援で10万円相当の経済的支援ということであり、伴走型相談支援とは妊娠期から出産、産後、育児期までの寄り添った相談体制で、様々なニーズに即した支援につながると理解しているのですが、この相談体制についてどのように関わっていくのか、まずお伺いしたいと思います。

今のが1点目で、2点目としては、今説明もございましたけれども、妊娠、出産でそれぞれ5万円相当で合計10万円の給付となると思いますが、対象の人数、給付の方法について、例えば現金なのか育児関連商品、クーポン券なども考えられるかと思っておりますが、このことについて伺います。

3点目として、本年4月以降に生まれた子供が対象で、所得制限がないと私は確認しているのですが、このことについてお伺いいたします。

また、今後の手続、いつ頃給付されるのかということのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質疑です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） それでは、出産・子育て応援事業に関するご質疑について順次ご答弁申し上げます。

まず、事業の相談体制についてであります。本事業につきましてはさきの臨時国会で成立した国の第2次補正予算に伴う事業であり、事業目的として核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくないことから、妊娠期から出産、子育てまで一貫した身近な相談相手として保健師等が相談に応じながら様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊娠の届出や出産後の妊婦、

養育者に対し出産、育児関連費用の負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金を支給する経済的支援を一体的に実施することにより、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てをできる環境整備に努めるものであります。

伴走型相談支援の実施に係る相談体制につきましては、従前から子育て世代包括支援事業など保健師により実施しているところであり、今回国から示された相談体制につきましても妊娠期から出産後にかけて保健師が3回の面談を行うものであり、1回目は妊娠届を提出する際の面談、2回目は妊娠7か月前後にふれあいセンターへ来所していただく中期の面談、3回目は出産後原則1か月以内に全ての新生児宅を訪問する際の面談で、簡易なアンケートに回答いただくことを含め、妊婦、養育者の心配事や不安な気持ちにも寄り添いながら必要な情報提供を行うものであることから、切れ目のない支援に向けて、これまでと同様な相談体制により実施していくものであります。

次に、本事業の対象人数と支給方法についてであります。令和4年4月1日から令和5年9月30日までの期間における本事業の対象者数につきましては、妊娠の届出時の面談とアンケート回答をもって妊婦に対し1人当たり5万円を支給する出産応援給付金を180名、うち令和4年度は127名、令和5年度は53名と見込んでおり、出生後新生児訪問時等の面談とアンケート回答をもって養育者に対し子供1人当たり5万円を支給する子育て応援給付金を140名、うち令和4年度は82名、令和5年度は58名と見込んでいるところであります。

各給付金の支給方法につきましては、申請時に指定された金融機関口座に振り込むこととしております。国では、現金給付あるいは出産育児関連用品等の商品券の支給等が示されておりますが、受給される方の使途として、例えば通院や里帰りのための交通費やベビー服、ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、玩具などの購入が想定されるころであり、これらの物品を市内で購入できる事業所は限られているのが現状であります。また、消耗品として一定の支出が見込まれるおむつについては、既に市内で使用できる乳児おむつ無料クーポン券の支給を行っていることも踏まえ、妊婦の方や新生児の養育者の方にとって給付金を有効に活用していただくためには現金での支給が望ましいものと考えたところであります。

次に、本事業の所得制限の有無についてであります。本事業につきましては伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うものであり、いずれも所得制限は設けられていないものであります。

次に、本事業の手続、給付のスケジュールについてであります。本事業につきましては事業開始日を令和5年2月1日と定めて実施していくものであり、経過措置により事業対象者となる令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に妊娠の届出または出生の届出をされた方と、事業開始日以降に必要な届出等をされる方では必要となる手続が異なるものであります。

経過措置の対象となる方につきましては、2月上旬に市から給付金の申請書などを含め案内通知を送付する予定であり、このうち既に保健師との面談を終えている場合は、申請書及び簡易なアンケートの回答を提出していただくことで手続が完了し、面談を終えていない場合は面談後に申請書の提出及びアンケートへ回答をいただくことで手続が完了するものであります。

給付金の支給時期につきましては、申請後1か月程度で指定の金融機関口座へ振り込む予定としております。

また、令和5年2月1日以降に妊娠の届出をされる方につきましてはその届出時に、そして出生の届出をされる方につきましては出生後の家庭訪問時などに申請書等の必要書類をお渡しすることとしており、それぞれ面談後に申請書の提出と併せてアンケートに回答をいただくことで手続が完了し、申請後1か月程度で給付金を指定の金融機関口座へ振り込む予定としております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 詳しい答弁をいただきましたので、若干お聞きしたいのですけれども、私の聞き間違いだったらあれなのですが、アンケートを面談して取るのですけれども、アンケートをしないと受けられないとか、そういうことではないのですか。その辺の確認をお願いしたいと思います。

それから、いろいろなケース、相談していく中でもいろいろなことがありますし、これまでもあると思うのですけれども、例えばご主人が支援をしてもらいたいとか、ご主人の育児に関する時間を取るとか、そういういろいろな相談とかあると思うのですけれども、そういう子育てガイドというものはあるのかどうか、作成されるのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ご質疑の1点目は、まずアンケートの回答がなければ、給付金の支給を受けることができないかどうかということにつきましては、これは国の示している、いわば事業の実施方法の中で、面談と併せてそれぞれの機会に簡易なアンケートにお答えいただくと。その中で、それぞれのご家庭の状況も把握させていただきながら、よりそれぞれのご家庭に寄り添った形での相談、支援を行っていくということになってございますので、この点につきましてはそれぞれ面談の際に丁寧に保健師からご説明申し上げまして、アンケートにご回答いただきたいと思いますと考えてございます。

また、もう一点、子育てガイドのようなものがあるかということでございますけれども、妊娠届を提出されるためにふれあいセンターへ来所いただいた妊婦の方には、その段階で出産に向けてスケジュール的なことですか、妊娠期間や出産後のサービス提供内容などを一つにまとめました「お母さんファイル」といった冊子をお渡しして、これをもって最初の面談から出産に向けての準備を進めていただくという形を取ってございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 出産時と出産後5万円相当ということなのですが、例えば一括支給というか、出産のときいろいろ細かく相談していただけるか、そういうことはないかもしれないですけども、出産のときに申請できなくてという、一括で10万円を支給するとか、そういうことは予想されるのか、できるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 本事業につきましては、妊娠届出時の申請書、そして出生後の面談時での申請書のそれぞれアンケートを伴う提出をいただくという形を取りますので、2月1日の事業開始以降につきましては、まとめて10万円ということは、妊婦さんへの5万円、養育者の方への5万円が一括というのは原則考えにくいと。ただ、経過措置で昨年4月1日からこの1月31日までの間に既に出産をされているというケースであれば、まとめて申請をいただく形になりまして、結果的に合わせて、お子さん1人であれば5万円、5万円で10万円が支給されるということはあるかと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、大きく3点なのですが、今辻議員の質疑の出産・子育て応援事業の関係は大体分かったのでありますが、今回の歳入見てみますと、その財源なのですが、国が3分の2という形で市の持ち分もあるようなのですが、この辺のいきさつをお伺いすると、それからもう一つは繰越明許費の関係で、この繰越明許費はこの事業そのものが今年9月分までということなのですが、国の制度なのでしょうけれども、出産や子育ての応援事業としては何か物すごく中途半端だと思うわけです。昨年4月1日から、それから令和5年9月までに出産されたり妊娠されたりという、何でこんな中途半端で区切っていくのだろうかということを私は思うわけですが、やるのなら、もうずっとやればいいのと思わないでもないですが、取りあえずこの事業は今年9月で一旦区切るということなのかどうか併せて。

それから、私としては先ほども言いましたけれども、なぜこんなに中途半端なと思うのですが、国はどんなふうに言っているのか、市ではどうしようもないということではあると思うのですが、その辺を分かっている範囲でお答えいただければと思います。

次、商工費の関係なのですが、商工振興のために2つの事業が今回予算計上されたのですが、それぞれ財源としては一般財源となっております。一般財源と言っても、多分コロナ関係の国からもらった給付金関係なのではないかとも思うものですから、その辺のところ、財源について、もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。いろいろこのコロナ禍で困っているところというのはまだまだたくさんあるだろうと思うわけですが、今回一般貨物、一般乗用、トラック、タクシーの業界の方、あるいはスナック、バーの業界の方にそれぞれ給付金をという、2つの事業を選択していった経過、理由をお伺

いしたいと思います。

それから、この事業2つについてのスケジュール感ですね、締切りとか申請の仕方等、もう少し詳しくお話しいただければと思います。

最後に、土木費の関係で除排雪に要する経費なのですけれども、今回1億2,000万円の補正になるわけなのですけれども、これは今までの除雪に関して足りなくなってしまった分なのか、これから1月の末というところでまだまだ降るだろうと思うわけで、今後の費用も含まれているのかどうなのか、この辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) それでは、出産・子育て応援事業の財源についてご答弁申し上げます。

本事業につきましては、伴走型相談支援に要する費用並びに出産応援給付金及び子育て応援給付金について、いずれも国庫補助金が3分の2、道補助金が6分の1であり、残りの6分の1が市の負担となるところであります。事業費の一部を市町村が負担する理由につきましては、事業実施の判断を実施主体となる市町村が行うものと位置づけられ、全ての市町村における実施について国から協力を要請されているところであり、令和5年9月までの分は令和4年度の地方交付税の増額交付の中で対応することとされ、令和5年10月以降の分も地方交付税措置が講じられることとされているものであります。

また、繰越明許についてのご質疑がございましたが、予算書に記載しているとおおり、今回繰越明許費を令和4年度及び令和5年4月から9月までの予算を計上しているところから、繰越明許についても令和5年度の上半期分について事業の経費を計上したところであります。具体的には、事務的経費及び先ほど申し上げました出産応援給付金53人分265万円、子育て応援給付金58人分290万円について繰り越すものであります。これらについては、国の今回の補正予算で令和5年9月までということが措置されていることに伴い、本市としてもその国予算に沿った補正予算を提出させていただいたところでございます。

また、なぜこのような9月までということについては、国としては令和5年10月以降についての令和5年度の予算は国の当初予算で計上されるということで国からは周知されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から3点ほどご質問がございましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず、今回の2つの給付金の財源についてでございますが、今年度の国からの地方創生臨時交付金につきましては、全額をこれまでの各種事業に充当しているところであり、今回の補正予算につきましては一般財源で対応することとしておりますが、最終的な各事業

の執行状況によっては充当残が発生することも想定されることから、これら2つの給付金事業につきましても国に提出する令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に掲載してまいります。

続きまして、この2つの給付金事業を選択した理由ということでございます。1つ目の一般貨物・一般乗用旅客自動車運送業経営支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を原因とする経済活動の縮小による物流の減少や年末年始において人の流れが少なくなったことによるタクシー利用客の減少に加え、昨年来の燃料費等の大幅な高騰により経営に大きな影響を受けていることから、北海道が行っている運送事業者臨時支援金、地域公共交通事業者等臨時支援金の支給を受けているトラック事業者、タクシー事業者に対して北海道の給付金と同額を上乗せして支給することで事業の継続を支援しようとするものでございます。

2つ目の接待飲食業店舗等確保支援給付金につきましては、本年度2回行っております。すなわち飲食店応援券における飲食券の使用状況において、スナック、バーが少ない傾向が見られること、新型コロナウイルス感染症の拡大による人流の減少及び店からの帰宅時間等に利用が見込まれるタクシー台数の減少に加え、一般的にテイクアウトへの対応が難しい業種であり、スナック、バーの利用が減少していることから、飲食店の中でも特に支援が必要と判断したものでございます。

最後に、スケジュールでございますが、この2つの事業共に申請期限は2月末としておりまして、今年度中に支給するものでございます。また、周知方法につきましては、市ホームページで周知するほか、対象者と見込まれる事業者には直接郵送等により通知することとしております。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から除排雪に要する経費について、ご質疑のありました今後の除雪見込みも含んでいるのかにつきましてご答弁申し上げます。

初めに、今シーズンは12月に例年になく大雪となり、12月の降雪量が前年同月の約1.7倍となる368センチの降雪があり、最大積雪深も106センチに達し、12月としては平成25年以来の100センチを超える積雪となったところであります。特に12月14日から20日にかけて160センチの降雪があり、連日の新雪除雪により路肩の雪山が大きく成長し、急激に道幅も狭くなり、幹線道路は部分的排雪を行ってまいりましたが、市内全域の交通網を確保する必要が生じたため早急に体制を整えた中で12月22日より一斉排雪を行いました。このたびの補正につきましては、大雪のため実施した一斉排雪の費用として12月22日から29日、1月6日から21日まで要した運搬排雪の費用と日中の吹雪による吹きだまりの解消や暖気等による融雪路面整正及び交差点部の排雪等が増えた費用などのほか、これからも降雪が予想されますことから、今後の除排雪対応分を見込んだ除排雪等委託料の増額補正としたところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それぞれの質疑についての答弁で大体分かってきたのですけれども、それぞれ若干再質疑をしたいと思います。

出産・子育ての関係は、今の答弁でいくと、どうやら国の予算の出方で今年の9月まで一区切りをしてということをおっしゃられたように私は今思うのですけれども、つまり1つだけ確認したいのは、国としては今後もこの事業を9月で終わるわけではなく、続けていくという知らせでもあるのかどうか、ここをまずお伺いをします。

次の商工の関係なのですけれども、財源的にいうとこれまでのコロナ、国から来た交付金ではなく、一般財源だとおっしゃっていましたね。ただ、もしもどこかで不要というか、満額全部行っていない場合は、ここに補填するのですか。という話のように聞こえたのですけれども、まずそれを確認したい。

それから、もし今まで給付した額が満度で給付されなかった分を補填するとして、なかった場合は一般財源になっていってしまうのだらうと思うのですけれども、一般財源でこの2つの事業を選んでいったということなのですが、このコロナで大変な思いしているところというのは数々あると私は思っているのです。そこで、今回一般財源を投入してでも、どうしても2つの事業をやっつけようというところの理由の説明がもう少ししっかりといただけないものかと思うのですけれども、この辺可能であれば理由をもう少ししっかりとお話をさせていただければと思います。

それから、除排雪の関係は、今後の除排雪の費用も盛り込んでいるというお話がありました。市民の皆さんから最近というか、今年もそうなのですけれども、よく言われることが、2回ほど排雪が入ったと思うのですけれども、この排雪も今までの排雪と変わったよねと最近よく言われるのです。というのは、高い壁を、道路を広げるための排雪はしてくれるのだけれども、積もった雪を前は崩して、それから排雪をしていってくれたのだけれども、最近はそのようながなくなっているようなのだよねと。これは、非常に困るのだというお話も聞いているのですけれども、この補正予算の今後の排雪の場合は、そのような排雪の仕方も考えられるものなのか、あるいはもう砂川市としては道路を広げるための排雪という方向性に行こうとしているのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 本事業に関わります国の継続的な実施のいかんについての何か通知があるかということでのご質疑ですが、国から示されている説明書の中では、継続的な実施という意味では令和5年度の当初予算にも計上はされる場所ではありますが、恒久的な制度化という点については現時点で未定でありますけれども、現在この子ども・子育て以外のあらゆる世代、全世代型社会保障構築本部という国の検討組織がございまして、そちらの中でこの子ども・子育て支援の充実についても検討の一つとなるところでありますので、今後その中で方向性が示されていくものと考えているところで

ございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 財源と2つの給付金事業を選択した理由ということでございます。

1点目につきましては、繰り返しの答弁になろうかと思いますが、今までの事業に交付金全額を既に充当しております。そういったことから、現時点では一般財源の対応ということで考えているところでございますが、ただ経済部所管の給付金の事業でも今月末が期限の事業等もございまして、交付対象の事業が全て完了しているものではございません。今後の事業の執行状況、完了した形の中で充当の残があれば、それはそのとき対応してまいる考えでございます。

また、2つの給付金事業を選択した理由でございますが、運送事業者につきましてはコロナ感染症の拡大によりまして経済活動の縮小から運輸の減少に加えまして、燃油高、資材高騰による燃料費や車両の維持コストの上昇が経営を大きく圧迫しているところでございます。この運送業につきましては、市民生活を円滑に送るため必要な業種、建設資材や生活物資等の物流を行っている業種でございまして、これは安定的に継続した事業への支援が必要と考えたところでございますし、タクシー事業者につきましては、これも運送業と同様でございますが、燃油高、資材高騰による燃料費や車両の維持コストの上昇、また感染症の拡大によりまして外出を控える傾向から、通院や外食などの際の利用客が減少していることに加えまして、また催し物などを含む経済活動全体の縮小の影響が大きいと判断したところでございます。また、スナック、バーにつきましては、昨年来から続く新型コロナウイルス感染症の第8波の影響で年末年始の外出を控える方も多いこと、市内で営業するタクシーの台数が減少していること、外食しても自家用車で帰宅する、そういったことが増えて、飲酒がメインのスナック、バーへの客数が減少していること、また3年前の感染初期には北海道スタイルということで会食の際の人数の制限であったり黙食、会食時間も短時間にとということが推奨されたことが市民の皆様にも定着しつつあって、生活様式が少しずつ変化している、そういったこともスナック、バーの利用のお客様が減っている要因。そういったところに対しては、市としても支援してまいりたいと判断したところでございます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、ご質問のありました今後の排雪の進め方につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、排雪の進め方につきまして、まずご説明をさせていただきたいと思うのですが、排雪作業につきまして効率よく進めるためには、雪の運搬車両、ダンプを確保し、体制を整える必要があります。このため、実施時期を見極めた中で早めの準備を進めなければならないというものもございます。実際の実施に当たりましては、ダンプを効率よく

通行させる必要があるため、まず初めに市内5か所ございます雪捨て場に通じる道路の拡幅排雪から始め、その後交通量の多い幹線道路を行い、終了次第随時生活道路の順で排雪を行っているところでございます。このたびの12月の大雪では、短期間で市内全域の道幅が狭くなったことによりまして、市民から多くの排雪等の問い合わせがあったところでございます。このことから、早期にできるだけ多くの路線を確保するために、今回は路肩の雪山を全て排雪するのではなく、雪山を一部残す形で道路の拡幅、排雪作業を行ったところでございます。また、短期間に雪が多く積もって、路面もかなりの厚さで圧雪となっておりましたので、融雪時にはこのような場合、わだちになったり、でこぼこになるおそれもあったものですから、路面を削りながら今回排雪をさせていただいたところでございます。市民の皆様、家の前の道路を一日でも早く排雪に入ってほしいと願っている方もたくさんいらっしゃるわけですが、それに応えるためにも効率よく広範囲に少しでも排雪が進むように市では今回努めさせていただいたところでございます。それでも、12月22日から始め1月21日まで市内全域の排雪作業を要したわけですが、全て運搬排雪というだけではなく、郊外の路肩に雪を飛ばせるところは今回購入しましたロータリー車で雪を飛ばしながらも道路の拡幅作業に努めてきたところでございます。雪山を取りながら、すっきりするような形で排雪を進められれば一番いいのではございますが、状況に応じながら排雪作業を進めていきたいと思っております。雪の降り方にもよります。このような急激な降り方でなければ、雪山を取って排雪ということも可能かとは思いますが、状況に応じた排雪を今後も続けてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和5年第1回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年1月26日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員